

日常生活用具給付種目

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者 頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有 するもの	154,000	8年
		特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体 障害者(児童の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重 度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上のもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止す る機能を有するもの	19,600	5年
		特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要するもの。た だし、原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者 が容易に使用し得るもの	67,000	5年
		入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介護を要するも の。ただし、原則として3歳以上のもの	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させ るもの	82,400	5年
		体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等にあたって 家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として学齢 児以上のもの	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000	5年
		移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上。ただし、原則として3歳 以上のもの	介護者が重度障害者(児)を移動させるにあたって容易に 使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴 うものを除く。)	159,000	4年
		訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。ただし、 原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5年
		訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。ただし、 原則として3歳以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年

日常生活用具給付種目

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8年
		便器	下肢又は体幹機能障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)とし、障害児にあつては手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	4,450 手すりをつけた 場合 9,850	8年
		頭部保護帽	1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があつて、立位や歩行が不安定でよく転倒をするもの 2 重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは、精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200 イ 86,750	3年
		T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があつて、立位や歩行が不安定なもの	手に持って歩行の助けとする長細い棒で、握り、支柱、杖先からなり、手と床の2点で支持するもの	4,460	3年
		移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があつて、家庭内の移動等において介助を必要とするもの。ただし、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000	8年
		特殊便器	上肢障害2級以上及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行つても自ら排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として3歳以上のもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200	8年

日常生活用具給付種目

木更津市

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数	
給	自立支援用具	火災警報機	障害等級2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも知らせ得るもの	15,500	8年	
		自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年	
		電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者で盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの。又は重度若しくは最重度の知的障害者で18歳以上のもの	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年	
		歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000	10年	
		聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者2級以上で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの。ただし、日常生活上必要と認められる場合に限る。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年	
	付	在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上。ただし、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
			ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害があつて必要と認められるもの。	障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5年
			電気式たん吸引器		※ただし、ネブライザー付き電気式たん吸引器の額は、ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引器の価格の基準の額を合算した額	56,400	5年
			酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
			盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上で当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯のもの。ただし、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年
盲人用体重計			視覚障害2級以上の身体障害者で、盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年	
視覚障害者用血圧計(音声式)			視覚障害2級以上で当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯のもの。ただし、原則として学齢児以上のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,700	5年	
発電機(蓄電池を含む。)	呼吸機能に障害があつて、在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引機、酸素濃縮器その他の生命維持に必要な機器(以下「生命維持に必要な機器」という。)を使用しているもの	生命維持に必要な機器に接続することで当該機器の稼働に必要な電力を供給できるものであつて、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	100,000	10年			

日常生活用具給付種目

木更津市

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発生・発語に著しい障害を有するもの。ただし、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	98,800	5年
		情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2级以上	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーション。 上肢機能障害者 インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト	100,000	5年
		点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上のもの)の身体障害者であって必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年
		点字器	視覚障害者2级以上。ただし、原則として学齢児以上のもの	(1) 標準型 ア 32マス18行 両面書真鍮版製 イ 32マス18行 両面プラスチック製	標準型 ア 10,400 イ 6,600	7年
				(2) 携帯用 ア 32マス4行 片面書アルミニウム製 イ 32マス12行 片面書プラスチック製	携帯用 ア 7,200 イ 1,650	5年
点字タイプライター	視覚障害者2级以上。ただし、原則として本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	63,100	5年		

日常生活用具給付種目

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	情報 意 思 疎 通 支 援 用 具	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害者2級以上。ただし、原則として学齢児以上のもの	(1) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY方式による録音並びに当該方式により記録され た図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が 容易に使用し得るもの または、 (2) 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品 であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
		視覚障害者用 活字文書読み 上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗 号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する 機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得 るもの	99,800	6年
		視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能に なるもの。ただし、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くこと で、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出 せるもの	198,000	8年
		盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者。なお、原則として音声 時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の 使用が困難なもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 音声式 13,300	10年
		聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コ ミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められ るもの。ただし、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字 等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に 使用し得るもの	71,000	5年
		聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる もの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びに テレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを 画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者 (児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年

日常生活用具給付種目

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	情報意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出者	ア 笛式 吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの イ 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの ウ 埋込型用人工鼻 HMEカセット及びアドヒーズ等(これらの使用に必要な付属品を含む。)	ア 笛式 5,000 気管カニューレ付 8,100 イ 電動式 70,100 ウ 埋込型用人工鼻 1か月分 24,000 ※6か月分交付が可能	4年 5年 —
		暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する者であって、日常生活用具意見書により有用性が認められるもの	暗所での視界又は広い視野を確保できるものであって、夜盲又は視野狭窄の症状を有する者が容易に使用し得るもの	395,000	8年
		点字図書	視覚障害があり、主に情報の入手を点字によっているもの	点字により作成された図書	市長が認めた額	—

日常生活用具給付種目

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具	人工肛門又は人工膀胱設置者	ストマ装具(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の 収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製	ストマ装具(消化 器系) 1ヶ月 8,858	—
				ストマ装具(尿路系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理 用のキャップ付きでラテックス製又はプラスチックフィルム 製	ストマ装具(尿路 系) 1ヶ月 11,639 ※6か月分交付 が可能	—
		紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な もの 高度の排便又は排尿機能障害者及び脳原性運動機能障 害で排便排尿の意思表示が困難なものであって、原則と して3歳以上のもの	(1) 紙おむつ、尿取パット (2) サラシ、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品、洗腸用具	1か月分 12,000 ※6か月分交付 が可能	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器とストマ装具(尿路系)で構成し、尿の逆流防止装 置をつけるもの 男性用 普通型 男性用 簡易型 女性用 普通型 女性用 簡易型	男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900	1年	

日常生活用具給付種目

区分	種別	種目	対象者	性能等	価格の基準 円	耐用 年数
給 付	住宅 改修 費	居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有するものであって、障害程度3級以上のもの。(特殊便器の取替えについては上肢2級以上のものに限り)ただし、原則として学齢児以上のもの	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものであって次に掲げるもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	—
貸 与	情報・意思疎通支援用具	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファクシミリ被貸与者。ただし、障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの	障害者が容易に使用し得るもの	83,300 回線切替え 2,000	—
		ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる身体障害者。ただし、電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯のもの	障害者が容易に使用し得るもの	7,700	—